

# 令和元年度三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 令和2年2月10日（月）17:30～19:00

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 301・302会議室

## 1. 開会

## 2. あいさつ

## 3. 協議事項

(1) 成年後見制度利用促進基本計画について

(2) 三豊市の現状と課題（成年後見制度利用促進チェックシート）

㊦ 広報機能

㊧ 相談機能

㊨ 成年後見制度利用促進機能

㊩ 後見人支援機能

㊪ 不正防止効果

(3) 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」について

(4) その他

## 4. 閉会

## 令和元年度三豊市成年後見制度利用促進審議会 出席者名簿

(順不同、敬称略)

番号	役職名	役職名	氏名	備考
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈	委員
2	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美	副会長
3	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎	委員
4	香川県社会福祉士会	社会福祉士	時岡 信一	委員
5	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	会長	仁井 昌彦	委員
6	三豊市介護サービス事業者協議会(高齢者分野関係者)	理事	筒井 達也	委員
7	相談支援事業所高瀬荘(障害者分野関係者)	施設長	山本 麻紀子	委員
8	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文	委員
9	観音寺人権擁護委員協議会	副会長	重信 厚	委員
10	四国学院大学(学識経験者)	教授	西谷 清美	会長
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	藤川 豊明	委員
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	嶋田 真理子	委員
13	高松家庭裁判所	首席書記官	松井 隆樹	オブザーバー
14	高松家庭裁判所観音寺支部	主任書記官	山田 憲治	オブザーバー

(事務局)

	三豊市健康福祉部	部長	滝口 直樹
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	田中 知子
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	森 敏明
	三豊市地域包括支援センター	センター長	吉田 恵

# 成年後見制度の利用促進に関する必要性

## 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
  - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
  - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約21.8万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

## 課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

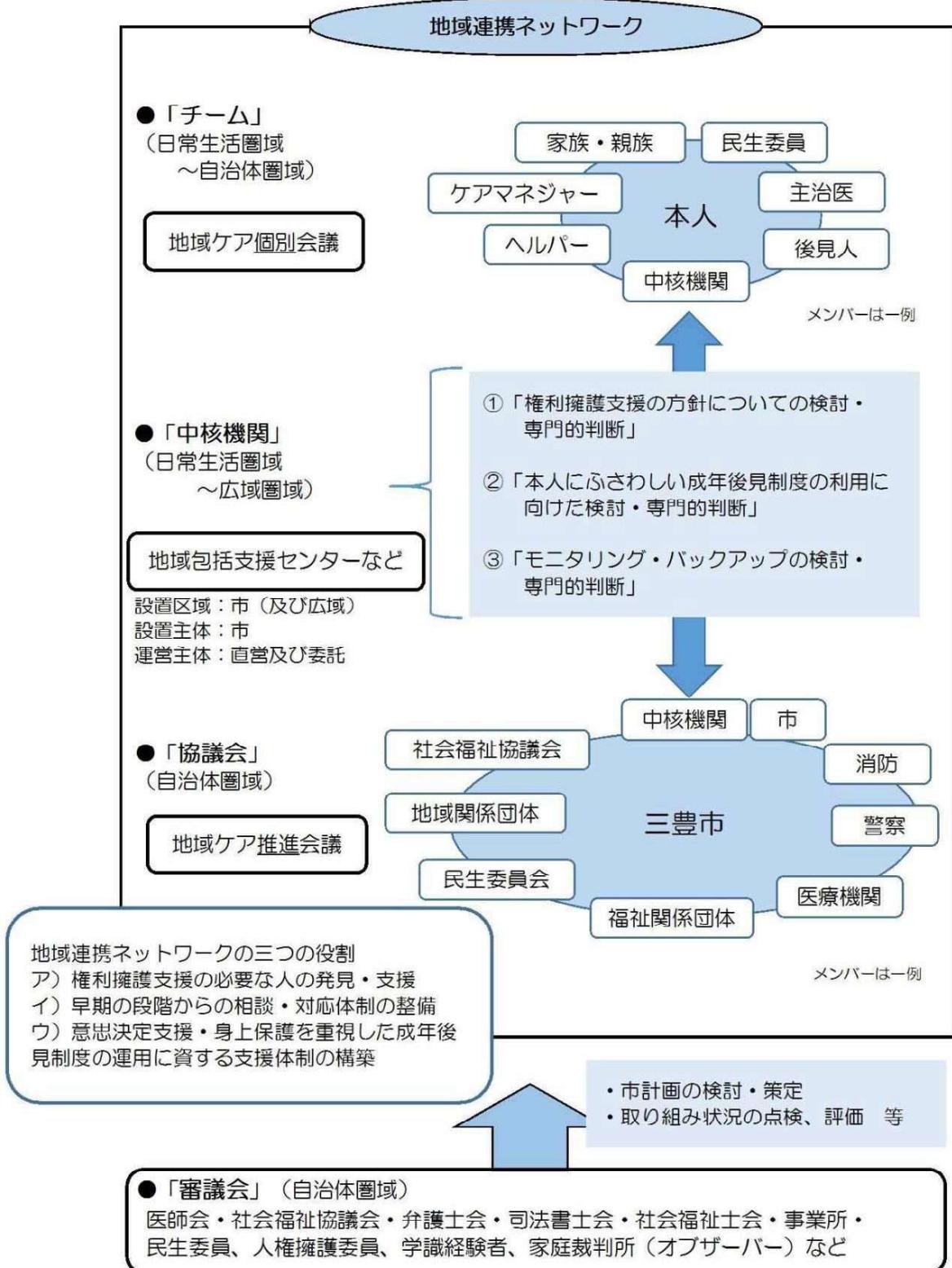
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)*	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の取集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年6月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

\*※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

三豊市成年後見制度利用促進基本計画

6. 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について  
(イメージ)



三豊市成年後見制度利用促進基本計画

(参考) 三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

三豊市成年後見制度利用促進基本計画P16～P20

		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能	㊦ 広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㊧ 相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援
	㊨ 利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 市民後見人の養成
	㊩ 後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整
効果	㊪ 不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援



まとめ

		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等		チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する 日常的な相談、支援  日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 市民後見人の養成 専門的な相談・支援
		（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

# 成年後見制度利用促進チェックシート

「市町村成年後見制度利用促進基本計画  
策定の手引」を参考に作成

## ㊦ 広報機能

	大項目	小項目	実施状況	改善点
1	制度についての個別説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メリット、留意点を含めた説明</li> <li>・ 成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明</li> </ul>	パンフレットを用いて個別に対応している。また、必要に応じて、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）等の説明もしている。	
2	パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布場所</li> <li>・ 相談するきっかけになっているか</li> </ul>	パンフレットは包括（介護保険課）、福祉課、各支所、社協の入り口に置いている。パンフレットを見て相談に来る方もいる。	
3	広報の際に連携する各団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携</li> </ul>	専門職が開催する「あんしん相談会」などのチラシを窓口に置いている。また、三豊市のホームページに関係団体の相談窓口（「障害のある方の相談窓口について」）の紹介をしている。	
4	チームに加わる関係者への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な家族、親族</li> <li>・ 市町村の窓口</li> <li>・ 主治医、かかりつけ医</li> <li>・ 介護支援専門員</li> <li>・ 相談支援専門員</li> <li>・ 入所先社会福祉施設</li> <li>・ 認知症疾患医療センター</li> <li>・ 医療機関</li> <li>・ 金融機関</li> <li>・ 介護サービス事業所</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所</li> <li>・ 民生児童委員</li> <li>・ 自治会</li> </ul>	民生児童委員協議会やサロン等への出前講座でパンフレットの配布、説明をしている。	

①相談機能

	大項目	小項目	実施状況	改善点
5	多様な相談者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）</li> <li>・早期の相談（市長申立て以外（本人や家族等、任意後見の相談が入っているか）</li> <li>・相談者の属性（どの所属からの相談か）</li> <li>・親族からの相談が入っているか</li> </ul>	<p>（別紙）</p> <p>「成年後見制度 相談・申立状況」</p>	
6	情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか</li> <li>・必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか</li> </ul>	<p>本人や関係機関からの情報収集はしているが、必要に応じて「チーム会議」を開催し、情報を集約する。</p>	
7	後見等ニーズの精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応</li> <li>・成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討、説明</li> <li>・必要に応じた専門職からの助言の確保</li> <li>・補助、保佐の活用を考慮した対応</li> </ul>	<p>必要に応じて「チーム会議」を開催する。</p> <p>R1年10月、県社協（かがわ後見ネットワーク）に委託し、「専門職からの助言」の確保をしている。</p>	
8	必要な見守り体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要につなぎ先と連携がとれているか（連携が困難な関係機関はないか）</li> </ul>	<p>必要に応じて「チーム会議」を開催し、見守りの体制を整備する。</p>	

㊦成年後見制度利用促進機能

	大項目	小項目	実施状況	改善点
9	市民後見人の研修・育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県、市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修、育成</li> <li>・ 修了者が実務経験を重ねる取り組み（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）</li> <li>・ 市民後見人選任後の継続的支援体制の整備</li> <li>・ 市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明</li> <li>・ 継続的支援体制についての家庭裁判所への説明</li> <li>・ 選任以外の活躍の場の提供</li> </ul>	R2年度市民後見人養成講座を実施予定（県社協、市社協に委託）	
10	市民後見人の受任者調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理</li> <li>・ 市民後見人候補者へのアドバイス</li> <li>・ 市民後見人候補者名簿の作成</li> </ul>	検討中（市社協へ委託）	
11	法人後見の担い手の育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見実施機関の育成、活動支援</li> <li>・ 後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保</li> </ul>	市社協の法人成年後見事業検討委員会で専門職より助言をしてもらっている。	
12	関連制度からのスムーズな移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備</li> <li>・ 生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業のさらなる活用）</li> </ul>	市社協担当より市の成年後見担当に個別に相談をしている。支援方針の協議等必要なケースについてはチーム会議の開催も行う。成年後見制度利用支援事業は実施している。	

①後見人支援機能

	大項目	小項目	実施状況	改善点
13	専門職後見人候補者の推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼</li> </ul>	各団体にて名簿の整備をしている。特に依頼はしていない。	
14	市民後見人の受任調整（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理</li> <li>・市民後見人候補者へのアドバイス</li> <li>・市民後見人候補者名簿の作成</li> </ul>	<p>検討中</p> <p>（市社協へ委託）</p>	
15	親族後見人が受任できるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ</li> <li>・親族後見人選任後の継続的支援体制</li> <li>・親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明</li> </ul>	<p>検討中</p> <p>（市社協へ委託）</p>	
16	日常的な相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備</li> <li>・親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備</li> </ul> <p>→不正防止効果にもつながる</p>	<p>検討中</p> <p>（市社協へ委託）</p>	
17	意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備</li> <li>・後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律、福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備</li> <li>・財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切、柔軟な運用を保証するための体制整備</li> </ul>	<p>チーム会議（ケース会）を開催し、情報を共有する等、体制整備をしている。</p> <p>* 来年度、香川県内の中核機関向けに研修の開催が検討されている。</p>	

18	チームに加わる関係者への研修	・意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修	研修会等の依頼があれば、講師派遣をしている。	
19	家庭裁判所との連携	・後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備 ・本人の福祉、生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や、ほかの新体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	必要に応じて、受任者調整会議又はチーム会議を開催する。  実績はない。	
20	移行型任意後見契約の発行の必要性への支援	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援（必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る）	チーム会議を開催し、支援方針を決める。  実績はない。	

㊦不正防止効果

	大項目	小項目	実施状況	改善点
21	チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいのかを知っている）	家庭裁判所に相談  実績はない。	

(別紙)

## 成年後見制度 相談・申立状況

		平成30年度		令和元年度(1月末現在)	
		包括	福祉課	包括	福祉課
相談	延べ件数	156	44	116	49
	実件数	32	8	33	10
	関係機関より	130	51	92	47
	家族・親族より	26	1	24	2
市長申立	件数	4	1	9	3
	男	2	0	7	2
	女	2	1	2	1
	後見類型	3	1	6	1
	保佐類型	0	0	2	2
	補助類型	1	0	1	0
後見人等	社会福祉士	2	0	2	1
	司法書士	0	0	0	0
	弁護士	1	1	0	3 (複数後見あり)
	社会福祉協議会	1	0	4	1

H31年度 審判待ちあり

三豊市成年後見制度利用促進基本計画

**○受任者調整（マッチング）等**

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

**○家庭裁判所との連携**

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

**(b) 担い手の育成・活動の促進**

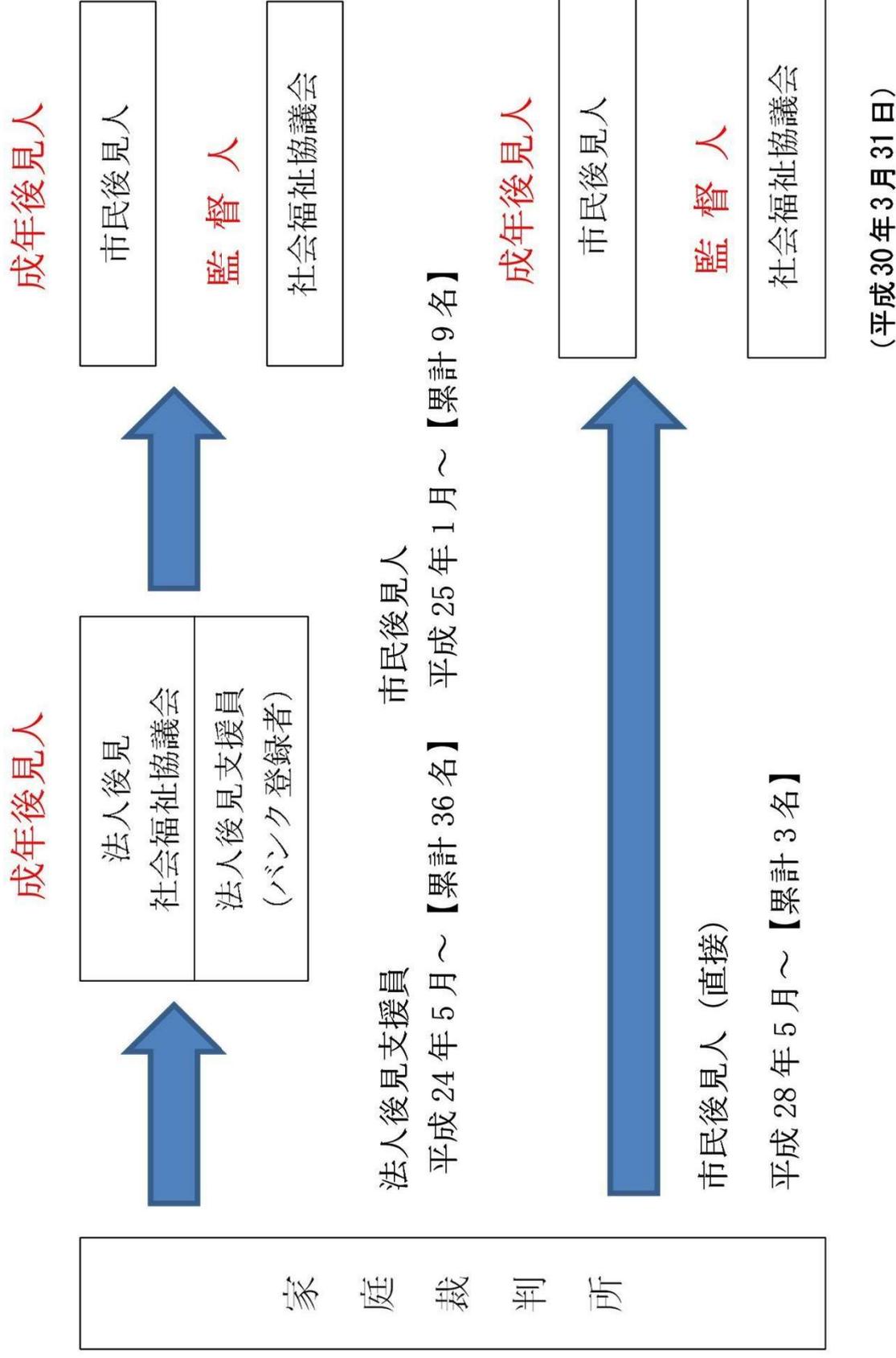
市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成32（2020）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用をすすめていきます。

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図ります。

**(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行**

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の 利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

## 受任の形態



「市民後見人養成における研修会（坂出市社会福祉協議会）」  
 平成31年1月23日実施 資料より

平成23年度 坂出市市民後見人養成実務研修会

期日	科目	講師	内容
1/11(水)	市民後見人として活動するにあたって	坂出市かいご課職員	成年後見制度を取り巻く現状を学び、市民後見人がどのように求められているかを知る。また、市民後見人として活動するまでの流れを学ぶ。
	後見人の実務	社会福祉士	専門職後見人が、日頃の後見業務における体験談を話す。体験談を通して、後見業務や心構えを学ぶ。
	介護保険制度及びインフォーマルサービスについて	坂出市かいご課職員	後見業務に関わる介護保険制度及びインフォーマルサービスについて学ぶ。
1/18(水)	事例検討 (認知症高齢者の身上監護及び財産管理)	社会福祉士	事例を通して、市民後見人として必要な実践力を習得する。 (グループに分かれて、事例検討を行う。)
高松家庭裁判所丸亀支部にて	家庭裁判所との連携と報告	高松家庭裁判所職員	高松家庭裁判所丸亀支部にて、後見業務における裁判所との連携及び定期的な報告の仕方を学ぶ。
1/25(水)	障害者自立支援制度について	坂出市ふくし課職員	後見業務に関わる障害者自立支援制度について学ぶ。
	事例検討 (精神障がい者の身上監護及び財産管理)	社会福祉士	事例を通して、市民後見人として必要な実践力を習得する。 (グループに分かれて、事例検討を行う。)
	事例検討 (知的障がい者の身上監護及び財産管理)	社会福祉士	
	研修終了式		修了証書の授与及び研修後の活動について説明を受ける。

平成23年度 坂出市市民後見人フォローアップ研修会

期日	科目	講師	内容
2/21(火)	日常生活自立支援事業について	坂出市社会福祉協議会職員	後見業務に関連する市社会福祉協議会の事業について学ぶ。
	住民参加型在宅福祉サービス「さかいでふれあいサービス」について		
	坂出市福祉総合相談センターについて		
2/29(水)	法人後見事務について	坂出市社会福祉協議会職員	坂出市社会福祉協議会が実施する法人後見事務について学ぶ。 (3日間のうち、1日のみ受講)
3/9(金)午前			
3/9(金)午後			

医政総発0603第1号  
令和元年6月3日

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局総務課長  
（公印省略）

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する  
ガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

#### 【別添】

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

#### 【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）
- 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年 4 月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

(照会先)

厚生労働省医政局総務課

電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号  
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において  
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

#### 記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

の程度と家族等の状況を勘案して入所の必要性を判断することとしつつ、特別養護老人ホームの所在自治体が入所指針に評価への勘案方法等を規定した上で、ある自治体に居住するか否かを考慮するような場合までは、介護保険法の趣旨を逸脱しているとは言えないと考えられる。

各自治体においては、サービスを必要とする入所者に適切なサービス提供体制が整備されるよう、特別養護老人ホームへの入所の判断について、適正な指導・監督を行っていただきたい。

#### （6）介護保険施設における身元保証人等の取扱について

平成29年1月に消費者委員会より「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が報告されたところである。

これを受けて、平成29年度老人保健健康増進等事業において介護施設等での身元保証人等に関する実態把握を行っているところであり、今後、報告書も公表する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、平成28年3月の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

## 「身元保証」がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

### 医療に係る意思決定が困難な場合に求められること(P23～27)

#### (1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用(P23・24)

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、「身元保証」がない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じた、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

#### (2) 成年後見人等の具体的な役割(P25～27)

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

- ① 契約の締結等
  - 必要な受診機会の確保・医療費の支払い
- ② 身上保護(適切な医療サービスの確保)
  - 本人の医療情報の整理
- ③ 本人意思の尊重
  - 本人が意思決定しやすい場の設定
  - 本人意思を推定するための情報提供等
  - 退院後、利用可能なサービスについての情報提供
- ④ その他
  - 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)
  - 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取り

※ 医療機関は成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないよう注意。医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法も明示。

## 「身元保証人等」について現状での対応の整理

身元保証人等に求める役割（項目）		考えられる対応と残された課題 ※近い親族がいない、または、いても関わりがない場合を想定
1 緊急時（死亡、病状等の急変時、事故等）の連絡先		2～11までの課題が解決された場合でも必要か検討。
2 判断能力低下時等の契約（サービス利用）変更時の立ち会い・同意		・成年後見制度の利用
支払に関する事 こと	3 施設利用料の支払いと債務保証	・成年後見制度の利用 ・日常生活自立支援事業の利用
	4 日常生活に必要な金銭の管理	・成年後見制度の利用 ・日常生活自立支援事業の利用
	5 損害賠償等の債務保証	・損害の内容にもよるが、保険等の利用。また支払いに関連する内容であれば、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用
退所に関する事 こと	6 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡し	・支払に関連する内容であれば、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用 ※原状回復についての具体的内容を確認
	7 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の原状回復義務の履行	
	8 退所（退去）後の本人引き取り（退所時の手続き）	退所後の対応（入院や別の施設への入所等の手続き）は、成年後見制度の利用 ※ケアマネジャーや施設職員等の支援必要
医療に関する事 こと	9 入院時の身元保証	入院契約：成年後見制度の利用 医療費の支払い：成年後見制度の利用 日常生活自立支援事業の利用 ※いずれも「身元保証人」ではない。
	10 判断能力低下時等の医療行為（手術・予防接種等）の同意	・医療行為については、原則本人
死後事務	11 死亡時の対応（遺体、遺品の引き取りや葬儀等の死後事務等の責務）	・成年後見制度の利用 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法（※別添参照）による対応も検討

○三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

平成30年10月5日  
条例第25号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

# 資料

# 認知症の人の将来推計について

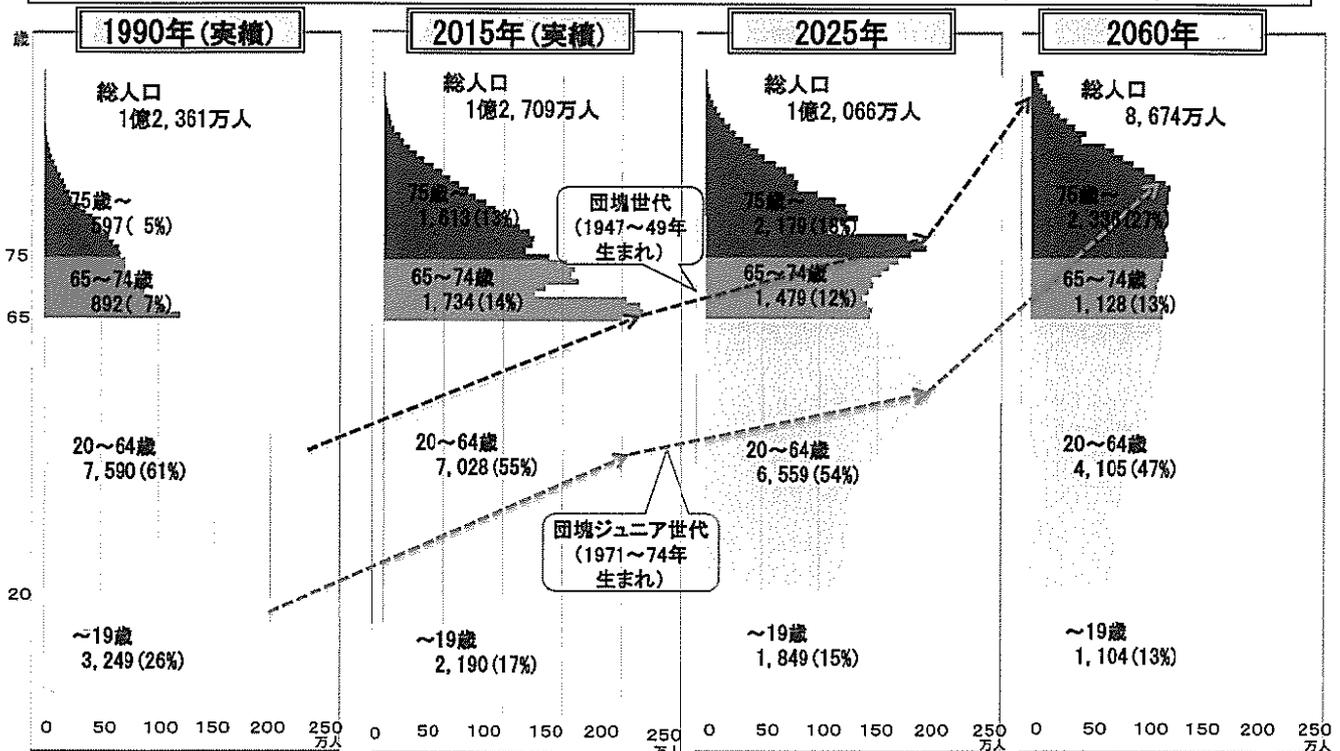
- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
  - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
  - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。  
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

## 日本の人口ピラミッド (1990-2060)

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知			
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ			
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討			
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備			
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の取集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進			
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

社援成発0711第1号  
令和元年7月11日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室長  
(公印省略)

### 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

また、基本計画においては、

- ・「国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである」
- ・「基本計画の中間年度である平成31年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」（別添1参照）

とされています。

上記を踏まえ、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえて、今般、基本計画に係る KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）に KPI を盛り込んだところです。

具体的には、KPI として、基本計画の最終年度である令和3年度（2021年度）末までに

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村

などを新たに設定したところであり、KPI の達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進していくことが必要と考えています。（別添2及び3参照）

基本計画においては、都道府県の役割について、「促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭

裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえ、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待」されています。

各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、KPI の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定などの体制整備の推進について周知徹底を図るとともに、管内の中核機関の整備や市町村計画の策定状況等を継続的に把握し、広域的な観点から必要な助言や支援をお願いいたします。

特に、地域連携ネットワークや中核機関の整備に当たっては、市区町村行政と、成年後見制度を運用する家庭裁判所や権利擁護業務を担う社会福祉協議会、後見人等の担い手となる専門職団体等との連携が重要です。

このため、都道府県におかれては、

- ・家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体との定期的な連絡会議等において必要な情報共有を図るとともに、管内の中核機関の整備状況や市町村計画の策定状況等について随時情報を提供する、
- ・これらの関係機関や団体と連携の下、広域的な中核機関の整備も含め複数の市区町村によるブロック別会議の開催や、取組みが遅れている市区町村への働きかけや体制整備に向けた助言

を行うなど、地域の実情に応じて、管内市区町村の KPI の達成に向けた主導的な役割を果たしていただくようお願いいたします。(別添 4 参照)

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(添付資料)

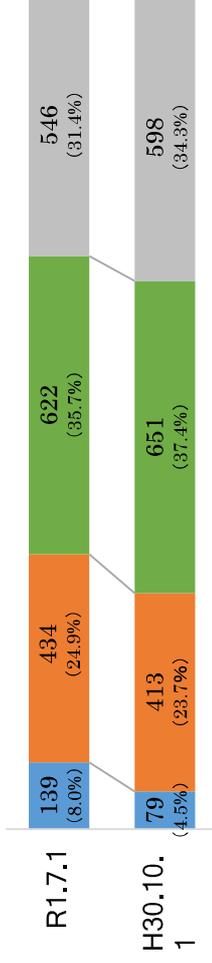
- 別添 1 成年後見制度利用促進基本計画の工程表
- 別添 2 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI
- 別添 3 「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策
- 別添 4 都道府県の役割
- 別添 5 地域連携ネットワークと中核機関の整備について

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（速報値）

調査概要：全国の市区町村(1,741自治体)及び47都道府県

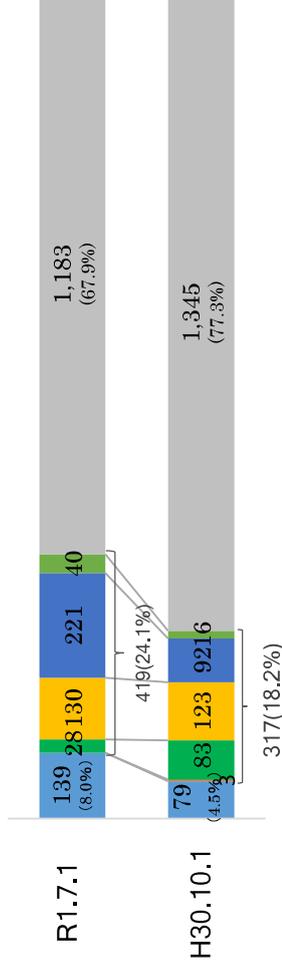
調査時点：令和元年7月1日(一部の調査項目は平成30年度実績等)

## 中核機関・権利擁護センター等の整備状況等



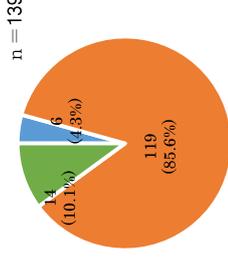
■ 中核機関整備済み  
■ いずれも未整備／首長申立あり(H30)  
■ 権利擁護センター等整備済み  
■ いずれも未整備／首長申立なし(H30)

## 中核機関の整備(予定)時期



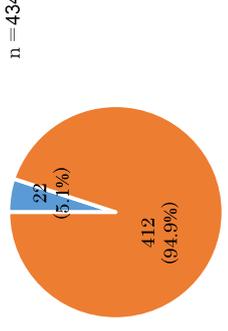
■ 設置済み ■ H30年度 ■ R元年度 ■ R2年度 ■ R3年度 ■ R4年度～ ■ 未定

## 中核機関の運営主体



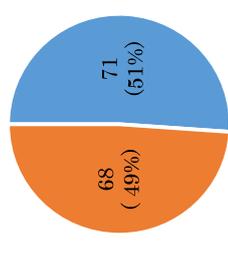
■ 直営 ■ 委託等 ■ 直営＋一部委託等

## 権利擁護センター等の運営主体



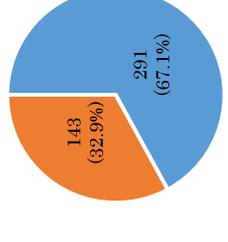
■ 直営 ■ 委託又は補助

## 中核機関の設置区域



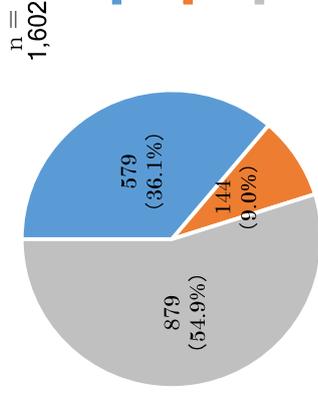
■ 単独自治体 ■ 複数自治体

## 権利擁護センター等の設置区域



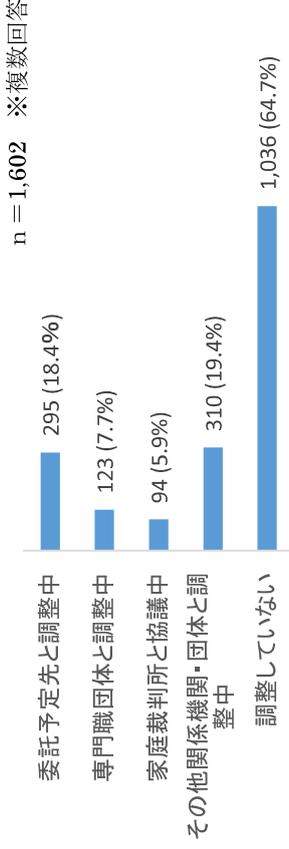
■ 単独自治体 ■ 複数自治体

## 中核機関の整備に向けた検討状況



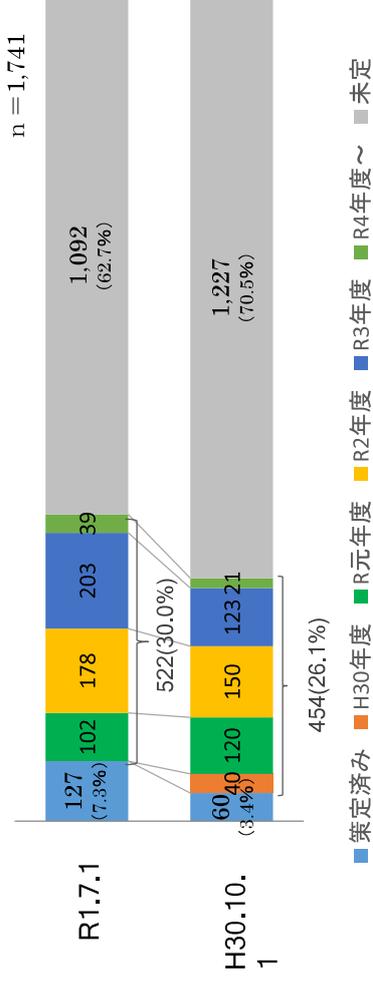
■ 行政内部で検討中  
■ 審議会、策定委員会等の合議体において検討中  
■ 具体的検討をしていない

## 関係団体等との調整状況

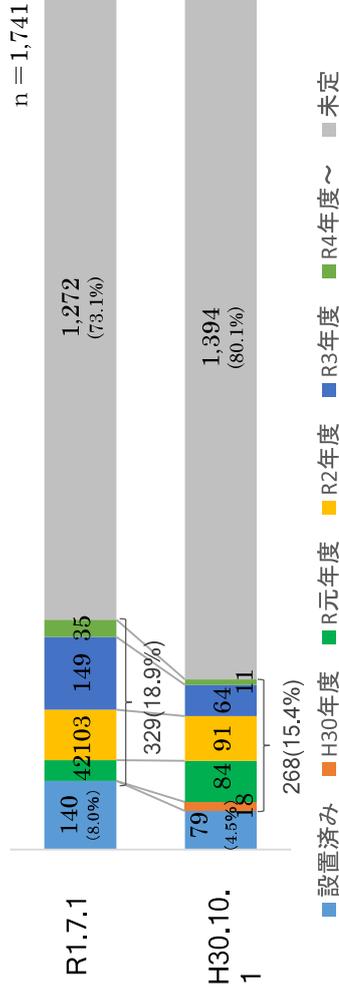


n = 1,602 ※複数回答

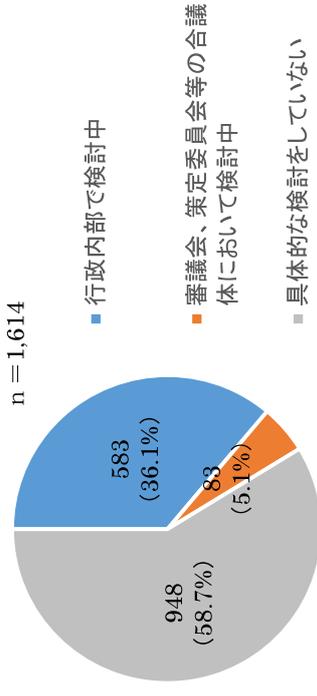
### 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期



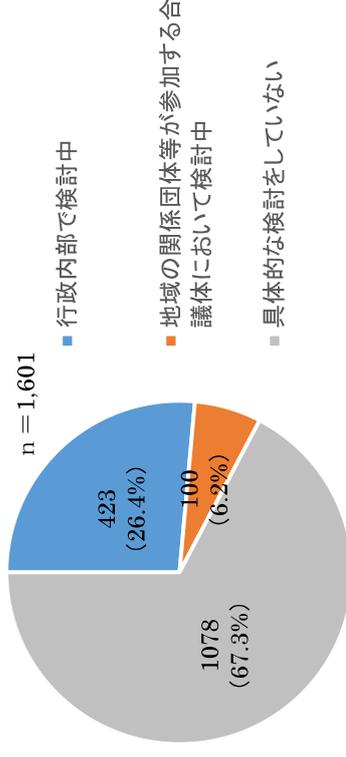
### 協議会等の設置状況、設置（予定）時期



### 策定に向けた検討状況



### 設置に向けた検討状況

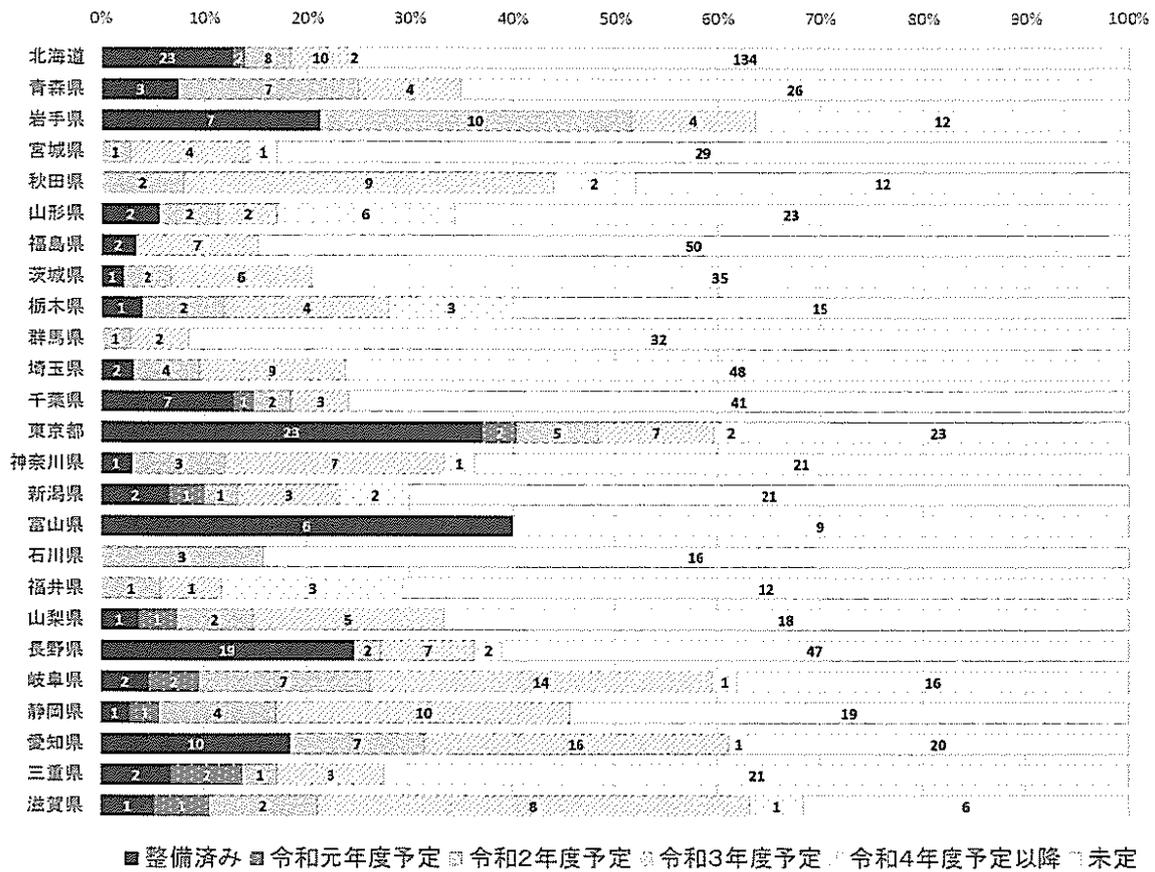


### 市区町村長申立の実施状況

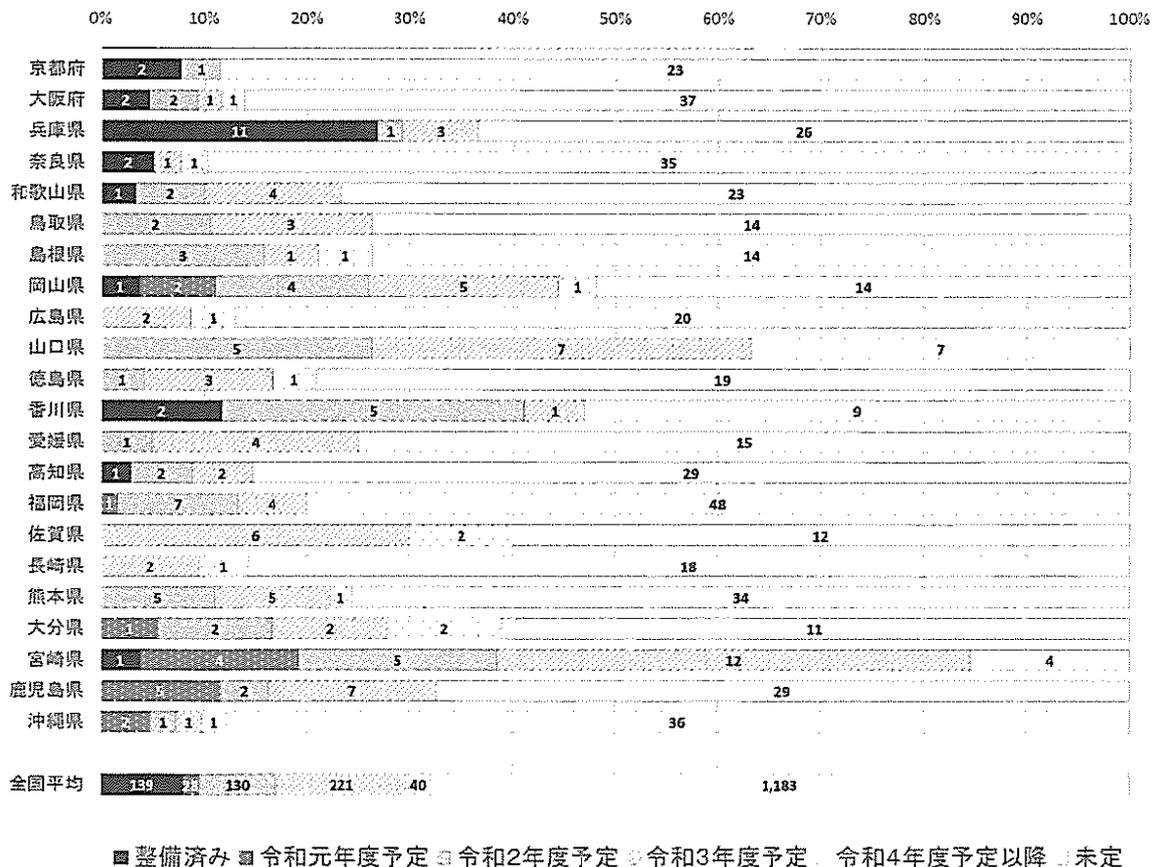
(件数)

	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施市区町村数
平成30年度実績	6,540	712	595	7,847	1,048
平成29年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

## 中核機関の整備(予定)時期(都道府県別) その1 令和元年7月1日時点



## 中核機関の整備(予定)時期(都道府県別) その2 令和元年7月1日時点



# 市町村計画策定の手引き



- ・新潟県阿賀町
- ・香川県三豊市
- ・宮城県女川町
- ・青森県八戸市

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に  
基づく**市町村計画策定のための手引き**
- 4つの市町村計画の例を掲載して、パター  
ンごとにポイントを説明
- 協議会設置要綱等の参考資料も掲載
- 成年後見制度利用促進室のホームページ  
に掲載

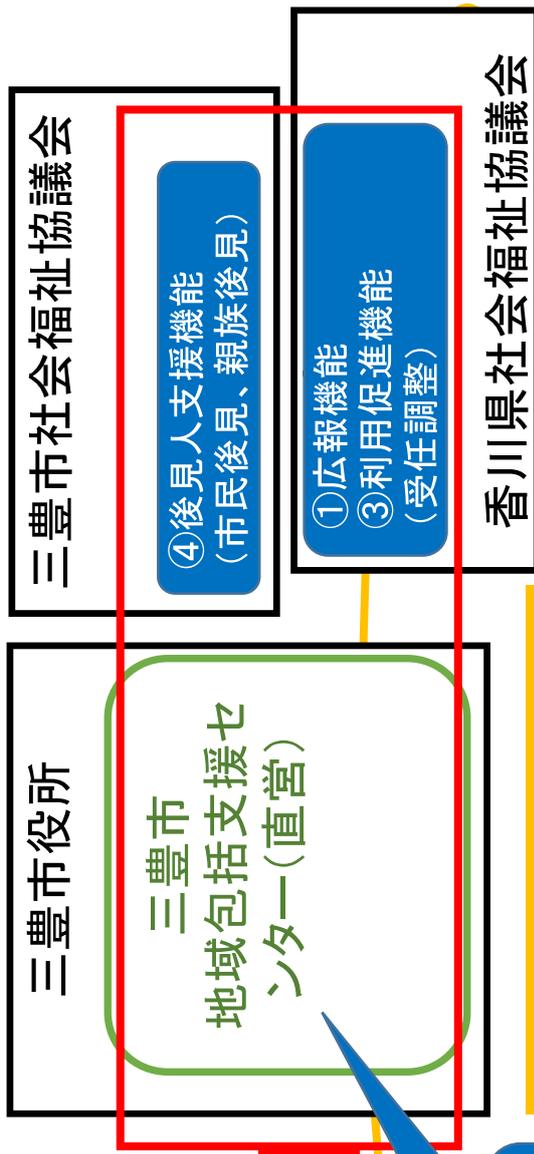
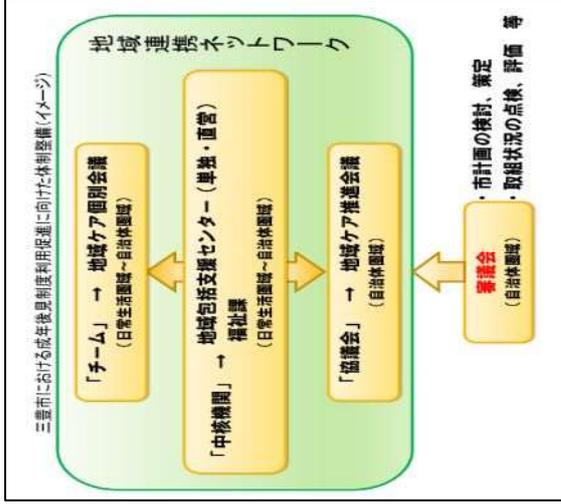
# 既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

## 1.自治体概要

人口 約66,000人  
面積 約222.70km<sup>2</sup>  
高齢化率 34.9%

## 2.ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会で中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



【ケース会議・方針決定会議→専門職の助言が必要な事例は受任調整会議(専門職等)  
⇒候補者の推薦】

※自治体概要 ・面積約222.71km<sup>2</sup> ・高齢化率35.1% ・中核機関：令和元年4月に直営で整備、同年10月に一部委託へ

受任調整会議までの流れ

ケース会議(担当者レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 地域包括支援センター、福祉課、介護・福祉関係者、民生委員等 \*ケースにより異なる
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議(部長・課長レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 市(介護保険課、福祉課、地域包括支援センター(直営))
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)、市長申立ての要否

支援方針の検討や候補者の選定に当たって専門職の助言が必要な場合(例：  
法的課題を有する場合、虐待事例 等)

その他

受任調整会議

かがわ後見ネットワーク 随時

- 検討メンバー ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、福祉関係者等 \*ケースにより異なる  
※事務局は、県社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉課
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会法人成年後見事業検討委員会、または、NPO法人後見ネットワークかがわ業務委員会で受任の可否を検討して推薦
- 市民後見 ⇒ (令和2年度に市民後見人の養成を予定)
- 専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、地域の専門職に依頼して推薦

申立

## 後見等に係る体制の整備等（老人福祉法等の改正）

（後見等に係る体制の整備等）

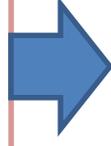
第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦**その他の**必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行  
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

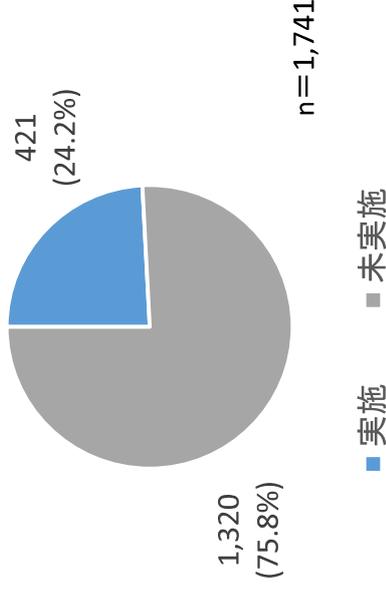


市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

# 市民後見人の養成・活動状況（H29度末）

市民後見人を養成している  
市区町村数



○ 養成者数 1万4,140名

(※H29度末までの累計)

## 【市民後見人の活動状況】

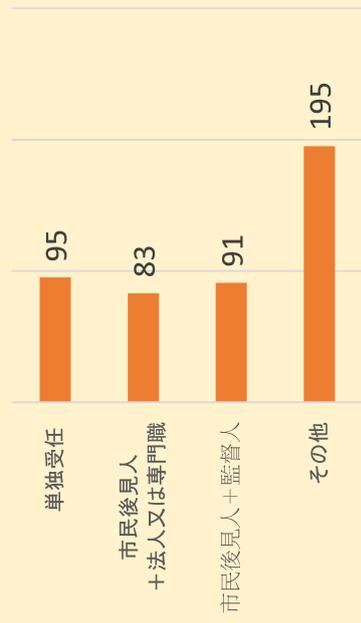
○ 成年後見人等の受任者数 1,379名（9.8%）

○ 成年後見人等以外の活動に従事する者の数

- ・ 法人後見の支援員 1,612名（11.4%）
- ・ 日常生活自立支援事業の生活支援員 1,965名（13.9%）

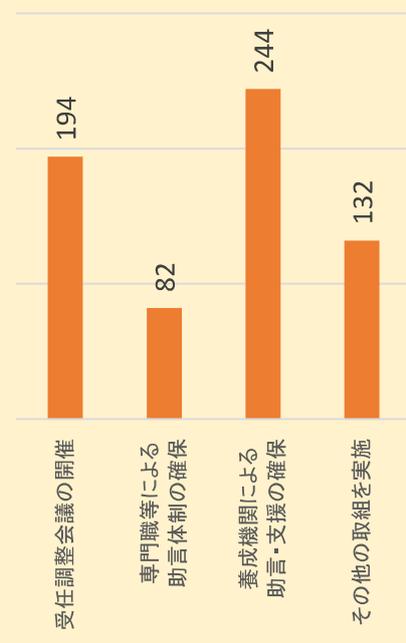
(※累計ではなくH29度末時点)

## 市民後見人による 成年後見人等の受任態様



※408自治体が回答（複数回答可）  
※その他（市民後見人複数、受任継続なし等）

## 市民後見人の受任調整・ 支援体制



※380自治体が回答（複数回答可）

## 市民後見人の受任に 当たっての課題



※568自治体が回答（複数回答可）

※成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（平成30年10月1日時点）

## 市民後見人の選任と支援態勢の具体例

【資料5】

### 市民後見人候補者が推薦される事案

#### 首長申立型

首長申立の事案

#### 申立支援型

養成機関が申立支援を行った事案

#### 裁判所依頼型

裁判所が適当と考えて養成機関に市民後見人候補者の推薦を依頼した事案（リレー型を含む）

### 市民後見人の選任形態

#### 複数選任型

当初は市民後見人と社協等※の後見人を選任  
本人の生活安定後に社協等後見人が辞任  
※社会福祉協議会、NPO法人、専門職など

#### 監督人選任型

市民後見人と社協等の後見監督人を選任

#### 単独選任型

当初から市民後見人を単独で選任

#### リレー型

当初は社協等を後見人に選任  
本人の生活安定後に市民後見人に交代

※このほか、社協等の法人を後見人に選任し、市民後見人養成研修の修了者がその法人のスタッフとして活動する場合もある。

### 市民後見人に対する支援態勢の具体例

#### 想定される支援の主体

社協等  
後見人

社協等後見人の  
辞任後

社協等  
後見監督人

養成機関  
(中核機関)

#### 養成機関等が行う支援の内容

##### 日常の活動に関する相談への対応 ※

- ・ 日常的な相談対応
- ・ 定期的な報告の受領
- ・ 財産管理・身上監護の状況確認と適切な後見事務を行うための助言
- ・ 裁判所への報告書や財産目録作成の支援
- ・ 定期的な相談会の実施

##### 専門的な知見を要する相談への対応 ※

- ・ 専門職相談員による相談対応
- ・ ケース会議の実施による方針策定の支援

※ 各地の実情等によって異なり得る。



市民後見人の選任やその支援は**マッチング**や**親族後見人支援**と**共通点**が多く、今後の検討の参考となる

### 3. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がまとめられました。

認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。「地域共生社会」に向け、その人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要です。こうした観点から、厚生労働省の研究班により「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」がまとめられました。今回はその趣旨・背景や内容、関連する通知等について紹介いたします。

#### 身寄りがない人と成年後見制度の関係

いわゆる身元保証人・身元引受人等がないことのみを理由に入院・入所を拒否されないということは、単身高齢者等が安心して生活を送っていく上で、非常に重要なことです。

必ずしも「身寄りがない人」イコール「判断能力が不十分な人」というわけではありませんが、これまでの調査研究で、身寄りのない高齢者等を支える重要な手段の一つとして、成年後見制度が一定の役割を果たしているということが明らかになってきました。例えば、[「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書」](#)（平成30年3月：みずほ情報総研株式会社、平成29年度老人保健事業推進費等補助金により実施）においては、33.7%の施設（n=2,387件）が、入所契約書の本人以外の署名欄に記載ができない場合、条件付きで入所を受け入れていること、そのうち74.4%の施設が「成年後見制度（法定後見・任意後見）の申請」を条件にあげていることが報告されています。

#### 医療に係る意思決定が困難な人と成年後見制度

また、医療を受ける際、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供がなされることが重要です。この点、医療行為についての同意は、本人の一身専属性が極めて強いものであり、医療に係る意思決定が困難な人であっても、本人以外の第三者が同意できるものではないと考えられます。成年後見制度においても、成年後見人等の第三者が医療に係る

意思決定・同意ができるとする規定はなく、成年被後見人等に提供される医療に係る決定・同意を行うことは後見人等の業務に含まれているとは言えません。これについては、いわゆる「医療同意」をめぐる問題として、支援の現場における重大な論点とされていたことは周知のとおりです。

#### ガイドラインの背景

「身寄りがない人」や「医療に係る意思決定が困難な人」も安心して医療を受けられることが重要ですが、身寄りがない人に関しては、身元保証等高齢者サポートサービスを行う民間事業者に関する苦情も寄せられていること、成年被後見人等の医療に係る意思決定が困難な人に関しては、その支援の在り方や成年後見人等の具体的な役割をどのように考えたらよいか、といった点が指摘されています。

こうした背景もあり、「成年後見制度利用促進基本計画」では、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討すること」を求めています。また、内閣府の消費者委員会から、消費者被害防止の観点により出された「[「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」](#)（平成29年1月）」においては、単身高齢者が安心して病院に入院することができるよう、医療機関が身元保証人・身元引受人等に求める役割等の実態を把握すること等を求めています。「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、この二つの要請に応える研究事業（平成30年

度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」の成果として取りまとめられたものです。

### ガイドラインにおける身寄りがいない人への対応

研究成果に基づいて、ガイドラインでは医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めてきた機能、役割を、①緊急の連絡先に関すること、②入院計画書に関すること、③入院中に必要な物品の準備に関すること、④入院費等に関すること、⑤退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること、の6つにあると捉え、「本人の判断能力が十分な場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」に分け、6つの機能ごとの対応方法を解説しています。

ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものです。しかし、実際に認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援が必要となる場合が多いことから、本ガイドラインが示している対応方法の多くで、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局などの福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関に対して、医療機関から相談をすることが想定されています。このため、上記の福祉関係部局・関係機関においても、本ガイドラインの内容を確認し、医療機関と連携した対応をとっていくことが重要となります。

### 成年後見人等に期待される具体的役割

ガイドラインの基本的考え方として、すべての対応の**大前提に本人の意思・意向の確認と尊重がある**ことが示されているほか、医療に係る意思決定が困難な場合の対応として、**「人生の最終段階における**

### 医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があること、また、医療機関においては、身寄りがいない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効としています。

そして、成年後見人等の業務にはいわゆる医療同意権は含まれないという現行法上の整理を前提にしつつ、成年後見人等に期待される具体的役割を示し、本人が円滑に必要な医療を受けられていることが重要であるとしています。なお、ガイドラインでは、医療機関の職員が成年後見人等との連携の仕方が分からなかったり、成年後見人等の業務に疑問が生じたりする場合には、中核機関等に相談することが考えられるとしています。中核機関等は、権利擁護支援の相談機関として、医療機関からのこうした相談への対応も期待されています。

### 医療における意思決定が困難な場合に成年後見人等に期待される具体的役割

#### 契約の締結等

##### <必要な受診機会の確保・医療費の支払い>

- ・本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な診療契約を締結するとともに、それに伴う診療費・医療費について、医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。

#### 身上保護（適切な医療サービスの確保）

##### <本人の医療情報の整理>

- ・本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報（例：既往歴、服薬歴等）を本人の家族等から収集するとともに、集約された医療情報について主治医を始めとする医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報（おくすり手帳等）を適切に管理する。

#### 本人意思の尊重

##### <本人が意思決定しやすい場の設定>

- ・医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人が信頼している介護福祉関係者等がいる場合には、説明の場への同席の依頼を行う。
- ・成年後見人等が医療についての説明の場に同席し、本人に分かりやすい言葉で伝える等、本人の理解を支援する。
- ・その他必要に応じて本人とのコミュニケーションを支援するサービスを手配したり（例：筆記通訳者の派遣依頼など）、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境に設定する等の検討を行う。

＜本人意思を推定するための情報提供等＞

- ・本人がどのような医療を受けたいと表出していたのか、何を好んでいたのか等本人の意思を推定する際に材料となる個人情報収集し、医療機関に対してその提供を行う。
- ・関係者の招集など本人意思を推測するためのカンファレンスの開催依頼を行うとともに、成年後見人等多職種連携チームの一員として意思決定の場に参加する。

＜退院後、利用可能なサービスについての情報提供＞

- ・本人がどのような施設やサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて主治医や医療機関に説明する。

その他

＜親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)＞

- ・本人に親族がいる場合には、関わりの薄くなっていった親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い必要に応じて意見調整等も行う。

通知等の発出

本年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議及び4月24日の第66回社会保障審議会医療部会の審議を経て、このガイドラインについて広く周知すべく通知等も発出されています。

○「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について\(通知\)](#)」(令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知)

○「[「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について\(周知依頼\)](#)」(令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長連名通知)

そのほか、上記通知にも参考として添付されていますが、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する」ことを明確化した通知として、下記も発出されています。

○「[身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて](#)」(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知)

施設入所の場合

介護保険施設については、平成31年3月19日に開催された[全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議](#)において、「介護保険施設に関する法令上は、身元

保証人等を求める規定はないこと」「身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しないこと」について、改めて確認されています。

安心して生活し続けることができる地域づくり

「[平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金\(社会福祉推進事業\)『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書](#)」

(平成31年3月特定非営利活動法人つながる鹿兒島)では、全国の地域包括支援センターや自立相談支援機関を対象とした調査結果を踏まえ、「『身寄り』のない人を社会全体で支えるシステムを構築する必要がある」と指摘し、「本人の備え」「チームアプローチ」「マンツーマン型の支援者」「互助の促進」の4つのアプローチを提案しています。

また、社会福祉協議会の中には、高齢者が施設や病院に入る際に身元保証機能を担う事業を始めているところもあります(足立区社会福祉協議会「高齢者あんしん生活支援事業」、立川市社会福祉協議会「たちかわ入居支援福祉制度」など)。

「[市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン](#)」(平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方」を挙げ、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとする考えられることを示しています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会においては、本ガイドラインや今回発出された通知等を共有いただくだけでなく、「身寄りがない人への支援のあり方」についての課題を共有し、その権利擁護の支援のためにどのような連携や仕組みが必要となるのか、協議していただくことも非常に大切です。また、各中核機関や権利擁護センターからも、身寄りのない人を支えている成年後見人等がガイドラインの趣旨・内容について確認し、その後見活動に活用いただけるよう、今回の通知の発出等について、ぜひお伝えください。

## 第6章 本調査のまとめ

本調査におけるヒアリング調査、アンケート調査及び委員会における検討を経て、「(1)介護施設等における身元引受人/身元保証人等の実態」、「(2)身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割」、及び「(3)地域における身元保証等に関する制度の活用のあり方」の3点について現状の整理及び今後の課題をとりまとめた。

### (1) 介護施設等における身元引受人/身元保証人等の実態

#### <用語について>

- 介護施設等では「身元引受人」という用語が最も多く使われている。しかしながら、各施設において共通化はされていない状況であり、定義が曖昧で、混乱を招く原因にもなっている。このような用語は今後に向け、適切な用語と法的な裏づけを持って、業界内で統一化されていくべきものと考えられる。

#### <身元引受人/身元保証人等の状況>

- ほとんどの施設において、身元引受人/身元保証人等を契約時に求めている。身元引受人/身元保証人等を求めている例としては、養護老人ホームの措置入所によるものが多かった。
- 身元引受人/身元保証人等の不在によって、入所を断る方針の施設は存在している一方で、多くの施設において条件付きで入所を受け入れている実態がある。
- 身元引受人/身元保証人等が不在の場合、施設入所の条件として、多く挙げられているのは成年後見人制度の利用である。

#### <法人または専門職の利用実績>

- 現状では、介護施設単位で見ると、企業・団体を利用した身元引受人/身元保証人等の数は、1施設に1人いるか、いないかであり、それほど多い状況ではないといえる。
- 利用実態としては、専門職による成年後見人が多い結果となった。
- 専門職による成年後見人の内訳としては、法律事務所・法務事務所等が多く挙げられた。また、法律事務所（弁護士）と社会福祉士とが連携しながら実務を行っているケースも存在している。

## (2) 身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割についての整理

<求める機能・役割の分類> ※ 次頁（図表 18・図表 19）を参照

- 身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割については入居者の生前と死後に大別される。
- 死後に、介護施設側で実施することは概ねパターン化されており、身元保証人/身元引受人等に期待する役割の中で、整理が難しくトラブルの原因となり易いのは、生前中の対応に関係するものと考えられる。
- さらに、生前中における身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割は、本人の能力範囲（責任範囲）によって大きく2軸に分けられるものと考えられる。
- このなかで、介護施設側が身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割は、本人の能力範囲（責任範囲）を超えた場合における滞納リスクの回避（連帯保証）と、本人の能力が衰えた場合における、身上保護と財産管理（成年後見制度の活用によってカバーできる範囲）に分けられる。

<機能別にみたリスクや課題>

(滞納リスク)

- 滞納リスクの回避は施設側にとっては重要な問題であるが、一方で、扶養義務者以外に連帯保証を求めることが果たして適切であるのかという意見もあった。
- 身寄りのない入居者の場合、身元引受人、身元保証人に連帯保証を求めても、誰も引受けてもらえないのではないか。また、扶養義務者がいる場合は、身元引受人の責任と扶養義務者の責任が交錯するため、配慮が必要との指摘があった。
- 一部の施設においては、民間事業者の賃料保証・介護費用保証商品を利用することによって、身元引受人/身元保証人等がない方の入居に対応している事例があった。
- 身元引受人となった方に、十分な説明もなく、制限なく連帯保証を求めることは、問題であると考えられ、注記または連帯保証人を別立てて署名する方が適切ではないかという指摘があった。

(医療同意)

- アンケートでは、介護施設の多くが身元引受人/身元保証人等に対して、医療に関する同意を求めている結果となった。また、同意を求めている医療行為は、予防接種等の軽微（侵襲性が低い）ものから、手術・延命治療等の重大（侵襲性が高い）ものまで多岐にわたっている。
- 医療同意については、本人の判断能力が衰えた場合に誰が同意を行うのか、様々な議論がなされている。本人の意思を最大限尊重するためには、主治医など地域の医療機関と親族、

成年後見人の連携・話し合いや、アドバンス・ケア・プランニング<sup>3</sup>の活用が重要であるという指摘があった。

- 看取りに関しては、成年後見人が加わって、十分な配慮をもって本人の意思を推定しながら進めることが重要であるとの指摘があった。

#### (身上保護)

- 成年後見の利用促進法においても、“身上保護の重視”がうたわれている。今度、更なる成年後見の普及啓発と、成年後見の質の向上が期待される。
- 専門職によって得意としている分野が異なる場合があるため、本人に合わせた活用方法や連携体制等についても配慮していくことの必要性が指摘された。

#### <今後の整理の活用に向けて>

- 法律用語を主として使用した整理は、整理方法としては適切かもしれないが、今後の活用を見据えた際には、施設職員や利用者及びそのご家族等が理解しやすいように、分かりやすく・共有化しやすいものになるよう工夫していくことが重要であるとの指摘があった。

---

<sup>3</sup> アドバンス・ケア・プランニングとは、人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことであり、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」はアドバンス・ケア・プランニングの概念を踏まえて記載されている。

### (3) 地域における身元保証等に関する制度の活用のあり方についての整理

#### (支援体制・成年後見制度)

- 本人の判断能力が衰えた場合の身上保護・財産管理を行う成年後見人が明確になることは、介護施設が身元引受人／身元保証人等に求めている機能・役割および、施設における成年後見制度の利用実態（条件付受入状況）から見ても、介護施設側からのニーズに対して、すべてではないものの、大きな役割を果たしていると考えられる。一方で、滞納リスク、医療同意においては、成年後見制度の利用だけでは課題があり、適切なサービスとの組合せや連携等が重要となってくるものと考えられる。
- 成年後見制度については、より広く世間に周知することが求められるものと考えられる。特に今後は、内閣府「成年後見人制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月）」（以下、「基本計画」）に記載があるように、判断能力がある時点で成年後見人を予め指定することのできる任意後見制度の利用促進や、制度利用者の能力に応じてきめ細かな対応を可能とする観点から保佐・補助の利用促進が重要になってくるものと考えられる。
- さらに、今後の成年後見制度の利用促進の取組みを踏まえた需要に対応していくため、市民後見人や法人後見の担い手を育成すること重要である。
- 基本計画においては、成年後見制度利用促進、権利擁護支援における中核機関は、市町村が直営又は委託等によって設置することが定められており、このような制度面の支援体制の構築は重要な課題と考えられる。

#### (地域におけるシステム・環境整備)

- 医療介護を中心に地域包括ケアのシステム整備が進行していく中で、本調査における身元保証人／身元引受人等においても、相談でき、解決に向けた取組が地域において実施できるような環境整備が、今後さらに重要となってくると考えられる。
- 高齢者には、低所得者、生活保護受給者をはじめとして、様々な課題を抱えた方も存在する。このような中で、これらの課題解決も含め、高齢者の生活を支援をしていけるような地域づくりが必要と考えられる。
- 上記を推進していくためにも、成年後見制度利用促進、権利擁護支援における中核機関となる市町村、その他機関及び、地域の社会福祉協議会、社会福祉法人等の支援体制・地域連携ネットワークの構築は重要であると考えられる。

令和元年12月24日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第20号

## 1. 国基本計画 第3回中間検証WGを開催しました

現在、国基本計画の中間年度における取組として、利用促進に関する各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討する「中間検証」を行っています。

令和元年11月20日（水）には、[①後見人等の選任・交代](#)、[②後見人等の報酬](#)、[③診断書の在り方等の検討](#)、[④医療等に係る意思決定が困難な人への支援](#)、[⑤欠格条項の見直し](#)をテーマとして、第3回中間検証WGを開催しました。

厚生労働省からは、①に関する取組として、地域連携ネットワーク・中核機関の整備を通じて、適切な後見人等の選任・交代、後見人等の適切な支援に向けた仕組みをつくることや、成年後見制度利用支援事業の実施状況等に関する報告を行いました。

また、適切な後見人候補者を選定して[家庭裁判所に推薦する受任調整](#)及び[後見人支援](#)の取組例を紹介しました。

### 受任調整の取組

- ・東京都品川区
- ・愛知県尾張東部地域
- ・香川県三豊市
- ・高知県本山町

### 後見人支援の取組

- ・大阪市
- ・三重県伊賀地域
- ・東京都町田市
- ・東京都

最高裁判所からは、①②に関する取組状況の報告があったほか、③に関しては、本年4月に導入された本人情報シートの利用状況について、本人情報シートが利用されるケースは徐々に増加しているものの、全体のケースのうち約半数ほどにとどまっている旨の報告があり、更なる周知・活用が呼びかけられました。

中間検証WGにおける議論の詳細等については、[厚生労働省HPの成年後見制度利用促進専門家会議のページ](#)をご参照ください。

### ➤ 本号の掲載内容

1. 国基本計画 第3回中間検証WGの報告
2. 応用研修が始まりました
3. 各地の取組を紹介します  
(鹿児島県あまみ成年後見センター、新潟県)
4. よくあるQ&A



WG委員からは、全国どの地域に住んでいても必要な人に必要な支援が届くような仕組みをつくるのが求められること、報酬の問題は本人や家族の一番の関心事であり、意思決定支援や身上保護の観点も踏まえた適切な報酬算定に関する考え方が示される必要があること、医療等に係る意思決定が困難な人への支援等に関するガイドラインについては、研修等を通じて医療現場に浸透させることが重要であること等、各テーマについて様々な意見が出されました。

最終のWGとなる第4回中間検証WGは、12月26日（木）に「制度の周知、不正防止と利用しやすさとの調和」をテーマとして開催予定です。

テーマ④医療等に係る意思決定が困難な人への支援と、⑤欠格条項の見直しについては、過去のニュースレター（④は第16号、⑤は第17号）で特集していますので、ご確認ください！



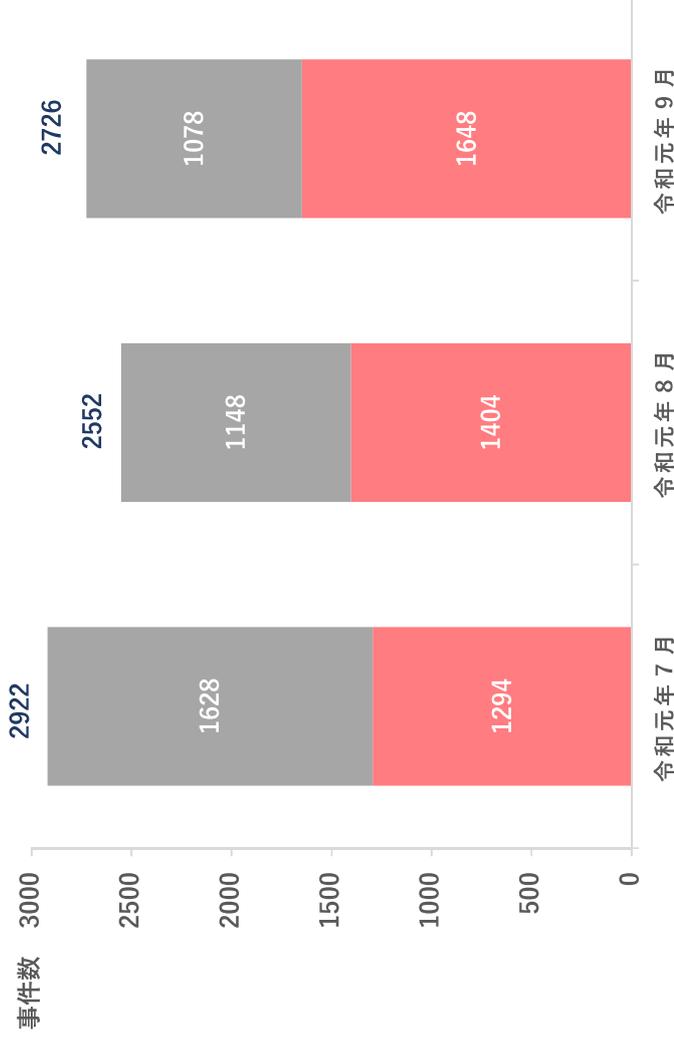
# 1 診断書の在り方等の検討

最高裁判所事務総局家庭局  
「利用者がメリットを実感できる制度の運用  
裁判所における取組の状況について」より

## 本人情報シート導入後の利用状況

### 調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、**本人情報シートが提出された事件数**を調査



※各月の数値は当該月に終局した事件数と  
うち本人情報シートが提出された事件数

- 本人情報シートが提出されなかった事件数
- 本人情報シートが提出された事件数

### 本人情報シートが提出された事件の割合

令和元年7月 44.3%  
令和元年8月 55.0%  
令和元年9月 60.5%

★ 3か月間の平均 53.0%

本人情報シートが提出された事件数は徐々に増加  
しているもの、利用は約半数の事件にとどまる

適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人を選任するためには  
できるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい



引き続き本人情報シートの周知・活用にご協力いただきたい